［第四節の四の六　略］

第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ　一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ　基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ　一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2)　陸上移動局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

［第四節の四の六　同上］

［新設］